

7 今後の見直しと課題について

7-1 今後の見直しについて

本市は平成17年に1市7町が合併して誕生しました。本計画は、まちづくりにおける市の最上位計画である「由利本荘市総合発展計画」（平成17～26年度：平成18年3月発行）の内容を踏まえ、本市の最初の都市計画マスタープランとして策定を行いました。都市計画マスタープランにおける目標年次は、計画の策定時点から概ね20年後の平成42年（2030年）としましたが、都市計画マスタープランの内容は固定的なものではなく、社会経済の状況やまちづくりに関わる条件の変化に応じて適宜見直されるべきものです。「総合発展計画」の目標年次が平成26年度であるため、今後は総合発展計画の改訂と時期を合わせて定期的な見直しを行うことが望ましいといえます。

7-2 今後の課題について

1市7町の合併により誕生した由利本荘市の最初の都市計画マスタープランの策定を行いました。合併前の旧市町のうち都市計画区域を有しているのは、旧本荘市と旧矢島町だけです。（その他に県の都市計画指導調査により旧西目町・旧大内町の一部を本荘都市計画区域の拡大により都市計画区域とする方針が示されています。）

本来、都市計画マスタープランの対象区域は都市計画区域ですが、本市の場合、都市計画区域に含まれない旧6町の中心市街地のあり方にもふれる必要があるため、全市域を対象としました。今後、都市計画マスタープランの改訂等に際しては対象区域についても検討が必要と思われます。

その他にも都市計画的見地から、今後検討が必要な課題がいくつかあるため、それらを整理して以下に述べます。

（1）都市計画道路の見直しが必要

本荘都市計画区域における都市計画道路は、計画密度こそ高いものの整備率が低く、我が国が人口減少時代を迎え、本市の将来人口も減少傾向が予測される中、事業着手の目途が立っていない道路も多いため、廃止も含めた都市計画道路網の抜本的見直しが必要であると考えます。

県の「本荘都市計画区域マスタープラン」（平成16年4月）によると、都市幹線道路の整備水準の目標値が平成32年で29%（平成12年は16%）であり、20年間でわずか13%の整備率向上となっています。これら幻の都市計画道路が用途地域指定に影響したり、土地利用上の制約となるなど、まちづくりを推進する上でマイナス要因となることも考えられるため、現在の社会経済情勢および将来予想に基づく大幅な見直しの検討が課題といえます。

(2) 用途地域指定の見直し

本市で用途地域・都市計画道路が定められているのは、本荘都市計画区域ですが、用途地域の定め方が幹線道路沿道の有効利用を重視した経緯から、都市計画道路沿道に線状の指定が目立ち、かつ必要以上に細分化されている状況にあります。

その上、都市計画道路の整備率が低いため、用途地域指定の主旨と現実が合致しない部分もあり、都市計画道路の見直しと併せ用途地域も見直す必要があると考えます。

用途地域の指定は、一定のまとまりを持った面として指定するのが現在の主流であり、本市の将来都市像や見直し後の道路網および将来人口等を考慮して用途地域のあり方を検討することが課題といえます。

(3) 矢島都市計画区域の今後のあり方

矢島都市計画区域は、旧矢島町の中心市街地約 450ha の範囲が定められていますが、土地区画整理事業と公共下水道事業の実施を目的として定められた経緯があるため、用途地域が定められておらず、都市計画道路の指定もありません。

今後、本荘都市計画区域を拡大して西目地域・大内地域の中心部は本荘地域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図っていく方針ですが、矢島都市計画区域は本荘都市計画区域と連担することなく飛び都市計画区域として残ります。

また、矢島地域は人口の減少傾向が続き、今後も人口減少・高齢化の進展が見込まれるため、土地区画整理事業と公共下水道事業が一定の成果をあげた現在、矢島都市計画区域の役割は完了したと考えることもでき、都市計画区域のあり方について関係機関と十分協議検討すべき課題といえます。

(4) 都市計画区域の拡大に伴う検討

「平成 18 年度 秋田県都市計画指導調査」により、西目地域内の約 750ha と大内地域内の約 2,000ha が拡大想定区域と設定され、『本荘都市計画区域の拡大によって一体の都市としての整備、開発及び保全を図る地域と考える。』方針が示されています。

拡大区域の確定には更なる調査が必要ですが、土地利用方針や都市施設（都市計画道路・公園など）の基本的な考え方について検討することが今後の重要な課題といえます。